公益社団法人姫路青年会議所定款

第1章 総 則

第1条(名 称)

この法人は、公益社団法人姫路青年会議所(英語表記 JUNIOR CHAMBER INTERNATIO NAL HIMEJI)(以下「本会議所」という)と称する。

第2条 (事務所)

本会議所は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

本会議所は、地域社会における政治・経済・社会・文化等に関する諸問題を調査研究し、諸団体と協力して地域社会の正しい発展を図り、もって日本経済の発展に貢献すると共に、会員の連携と指導力の啓発に努め、国際青年会議所及び日本青年会議所の機構を通じ、国際的理解および親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の社会、経済、文化等の調査研究を行ない、地域のことを正しく理解するための情報 の発信
- (2) 地域の社会、経済、文化等の改善及び振興に関する啓発
- (3) 地域社会における社会奉仕及び青少年の健全育成に関する啓発
- (4) 地域社会における暮らしやすいまちづくりのために必要な情報の発信
- (5)会員(第6条に規定する会員をいう。以下同じ。)に対し指導力啓発の知識及び教養の習得 と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (6)公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所その他の国内及び国外の諸団体との連携、相互理解、親善に関する事業
- (7)その他本会議所の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、姫路市内及びその周辺において行うものとする。

第5条 (運営の原則)

本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第3章 会 員・会 費

第6条 (本会議所の構成員) 本会議所に次の会員を置く。

(1)正会員 原則として姫路市に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある 青年で、本会議所の目的に賛同して入会したもの。ただし、事業年度(第34条に規定する事業 年度をいう。以下同じ。)の途中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了の時まで正会員 としての資格を有する。

- (2)特別会員 40歳に達した事業年度の末日まで正会員であった者で、当該事業年度の終了後も本会議所の目的に賛同して入会したもの。
- (3)名誉会員 本会議所に功労のある者で、理事会において推薦したもの。名誉会員は当該年度のみとする。但し、重任及び終身制を妨げない。
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

第7条 (会員資格の取得)

本会議所の正会員又は特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

第8条 (経費の負担)

本会議所の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員又は特別会員になった時及び毎年、正会員又は特別会員は、総会(第 12 条に規定する総会をいう。以下同じ。)において別に定める額を支払う義務を負う。

第9条 (任意退会)

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第10条 (除 名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- (4) 第8条の支払義務を履行しなかったとき。

第11条 (会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

第4章 総 会

第12条 (構成)

総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

第13条 (権限)

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表の承認
- (4) 正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第14条 (開催)

総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第15条 (招集)

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長(第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合、理事長は、請求のあった日から30日以内に総会を開催しなければならない。

第16条 (議長)

総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。ただし、前条第2項の規定に基づき開催する総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

第17条 (議決権)

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第18条 (決議)

総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の 議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第19条 (議事録)

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選出された2名以上が、前項の議事録に署名する。

第5章 役員等

第20条 (役員の設置)

本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 22名以内
- (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって、一般法人法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 本会議所の役員は、正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りではない。

第21条 (役員の選任)

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第22条 (理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会議所の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会議所の業務を分担執行する。

第23条 (監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条 (理事の任期)

理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

2 理事は第20条第1項に定める定足数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事の権利義務を有する。

第25条 (監事の任期)

監事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。

2 監事は第20条第1項に定める定足数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事の権利義務を有する。

第26条 (役員の解任)

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第27条 (直前理事長等)

本会議所に任意の機関として直前理事長1名を置き、顧問若干名を置くことができる。

- 2 直前理事長は前年理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務において必要な助言をする。
- 3 顧問は正会員の中から理事長が推薦し、その知識、経験を生かし本会議所の運営につき、 適宜助言する。
- 4 顧問の任期は、第24条第1項の規定を準用する。
- 5 直前理事長及び顧問の解任は、第26条の規定を準用する。

第28条 (報酬等)

理事、監事、直前理事長および顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

第29条 (構成)

本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席する義務があり、必要があるときは意見を述べなければならない。
- 4 直前理事長・顧問は、理事会に出席し意見を述べることが出来る。
- 5 本会の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

第30条(権限)

理事会は、次の職務を行う。

- (1)本会議所の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解任

第31条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会は原則として毎月開催する。

第32条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第33条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

第34条 (事業年度)

本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

第35条 (事業計画及び収支予算)

本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第36条 (事業報告及び決算)

本会議の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第37条 (公益目的取得財産残額の算定)

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 例会及び委員会

第38条 (例会)

本会議所は、運営規定の定めるところにより、原則として毎月1回例会を開く。

2 例会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第39条 (委員会の設置)

本会議所に、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し、審議し、及び実施するために委員会を設置する。

2 委員長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は、正会員の中から委員長が理事会の承認を得て任命する。

第9章 定款の改正及び解散

第40条 (定款の変更)

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第41条 (解散)

本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第42条 (公益認定の取消し等に伴う贈与)

本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第43条 (残余財産の帰属)

本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第 17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第44条(公告の方法)

本会議所の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

第45条 (事務局)

本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を要する。

第12章 雑則

第46条 (細則)

本定款の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は三渡眞介、副理事長は金山光鎬、福永寅平、大西浩二、専務 理事は小林健太郎とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。